

議案第39号	三田ふるさと学習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
生涯学習課	平成24年度から三田ふるさと学習館に指定管理者制度を導入しようとするに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【趣旨】 平成24年4月1日から、三田ふるさと学習館の管理について、指定管理者制度を導入するに当たり、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。現行、ふるさと学習館の運営については直営による管理であるが、来年度からの導入に当たり規定を追加しようとするものである。</p> <p>【関係法令】 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）</p> <p>【内容】 指定管理者による管理に関する規定の創設【第13条の2関係】</p> <p>【施行期日】 平成24年4月1日</p> <p>【特記事項】 この条例の改正に併せ、三田ふるさと学習館の設置及び管理に関する条例施行規則についても、所要の改正措置を講じる予定。</p> <p>【その他】 指定管理者導入に当たっての今後のスケジュール（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7月 指定候補者選定委員会（仕様書、募集要項、選定基準等協議）</li> <li>8月 指定候補者募集（説明会、告示）</li> <li>9月上旬 指定候補者選定委員会（書類審査等）</li> <li>9月中旬 指定候補者選定委員会（プレゼン・選考）</li> <li>12月 指定管理者指定議決 債務負担行為議決</li> </ul>	